

恵那市感震ブレーカー設置促進補助金交付の手引き

1. 感震ブレーカー補助金申請の流れ（☑しながら STEP6まで進めてください）

□STEP1 申請することを消防署へ連絡する

0573-26-0296（消防本部 予防課）

□STEP2 ①から④の申請書類を作成し最寄りの消防署へ提出する

- ①恵那市感震ブレーカー設置促進補助金交付申請書（様式第1号）
- ②市税の納付状況の確認同意書（様式第2号）
- ③感震ブレーカー設置に係る見積書（コンセント・簡易タイプは領収書等）
- ④感震ブレーカー設置前の設置場所の写真（全体を撮影してください）

□STEP3 交付決定通知を受領する（郵送または電話連絡）

□STEP4 機器の購入・設置 **※必ず交付決定後に購入してください**

□STEP5 ①から⑤の報告書類を作成し最寄りの消防署へ提出する

- ①恵那市感震ブレーカー設置促進補助金実績報告書（様式第5号）
- ②感震ブレーカー設置に係る領収書等（コンセント・簡易タイプは不要）
- ③感震ブレーカー設置後の写真（STEP2の写真と比較できるもの）
- ④恵那市感震ブレーカー設置促進補助金交付請求書（様式第7号）
- ⑤通帳の写し（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人）

□STEP6 補助金の交付

2. 申請の注意点 **※読んでから申請を行ってください。**

- 各申請書の日にちは記入しないでください。提出時に記載します。
- 各申請書の印鑑は、自署でない場合は必要です。
- 申請書類等はお近くの消防署へ提出してください。不在の場合がありますので、事前に連絡していただくと、スムーズに対応できます。

- ・ 恵那消防署 0573-26-0296 ・ 岩村消防署 0573-43-0119
- ・ 明智消防署 0573-55-0119 ・ 上矢作分署 0573-47-0119
- ・ 中野方救急分遣所 0573-23-0019

- 交付決定後に金額等、内容に変更が生じた場合は、「恵那市感震ブレーカー設置促進補助金変更申請書（様式第4号）」を作成し提出してください。
- 申請は一户につき1回限りとなります。
- 写真で設置状況が判別できない場合は、現地確認いたします。
- 予算内での事業となります。上限に達した場合は打ち切りとなります。
- 事務手続きの都合で、**申請書の提出は令和9年3月1日を期限**とします。

問い合わせ先

担当 恵那市消防本部 予防課

電話 0573-26-0296

メール yobou@city.ena.lg.jp

※お気軽にお問い合わせください